

玄海原子力発電所 第3号機 抽出オリフィス廻り弁及び配管取替工事に係る検査について

1. 概要

玄海原子力発電所第3号機抽出オリフィス廻り弁及び配管取替工事（以下、「当該工事」という。）については、平成24年2月9日付け平成24・01・23原第5号にて工事計画（以下、「既工認」という。）の認可を受けていたが、新規制基準の施行等の状況変化を受けて工事時期を延期し、使用前検査申請も未実施である。

その後、令和4年11月9日に「新規制施行に伴う手続き等について」（平成25年6月19日第11回原子力規制委員会資料1-4）に基づき、新規制基準で新たに追加・変更された要求事項等に対する適合性を示すため、設計及び工事計画変更認可（以下、「変認」という。）申請を実施し、令和5年5月26日付け原規規発第2305266号にて認可いただいた状況である。

本資料では、当該工事に係る検査の内容、検査の進め方について整理する。

2. 既工認及び変認の経緯

H24. 2. 9	既工認 認可（溶接継手構造の改善等を目的とした配管・弁の取替を計画）
H25. 7. 8	新規制基準施行
R2. 4. 1	原子力規制検査制度施行
R4. 11. 9	変認 申請
R5. 5. 26	変認 認可

3. 既工認及び変認の申請範囲（適用条文）

当該工事における技術基準規則の適用条文について、既工認にて認可済の条文か変認にて認可済の条文かを下表に整理した。

技術基準規則	既工認 又は 変認	技術基準規則	既工認 又は 変認
第4条 設計基準対象施設の地盤	変認	第13条 安全避難通路等	変認
第5条 地震による損傷の防止	変認	第14条 安全設備	変認
第6条 津波による損傷の防止	変認	第15条 設計基準対象施設の機能	既工認
第7条 外部からの衝撃による損傷の防止	変認	第17条 材料及び構造	変認
第9条 発電用原子炉施設への人の不法な 侵入等の防止	変認	第18条 使用中の亀裂等による破壊の防止	既工認
第10条 急傾斜地の崩壊の防止	既工認	第19条 流体振動等による損傷の防止	既工認
第11条 火災による損傷の防止	変認	第21条 耐圧試験等	既工認
第12条 発電用原子炉施設内における溢水等 による損傷の防止	変認	第33条 循環設備等	既工認

4. 使用前検査と使用前事業者検査の対象範囲について

当該工事に係る検査として、既工認に係るものは適合性確認検査（使用前検査を受検）、変認に係るものは使用前事業者検査（使用前確認）を実施する。

以上